

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

岩手県公安委員会

委員長 藤原 博

岩手県公安委員会規則第4号

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
<p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第14条 法第71条第6号の規定による車両等の運転者が守らなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 普通自動二輪車（原動機の大きさが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車（<u>内閣府関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める件（平成23年内閣府告示第12号）別表に掲げる搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業に係る公道における搭乗型移動支援ロボットの使用に関する実験</u>において使用されるものを除く。以下この号において「原動機付自転車等」という。）を運転するときは、市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。</p> <p>(10) [略]</p> <p>(合格の決定の取消し等)</p> <p>第31条 [略]</p> <p>2 法第97条の3第1項の規定による合格の決定の取消しは、<u>運転免許試験合格取消通知書（様式第18号）</u>を交付して行う。</p> <p>3 [略]</p> <p>別表第2（第12条の2関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>種類</th><th>路線名</th><th>区間</th></tr></thead><tbody><tr><td>高速自動</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>車国道</td><td>東北横断自動車道釜石秋田線</td><td>花巻市西宮野目第1地割地内花巻ジャンクションから<u>花巻市東和町安俣6区地内東和インターチェンジ</u>まで</td></tr></tbody></table>	種類	路線名	区間	高速自動	[略]		車国道	東北横断自動車道釜石秋田線	花巻市西宮野目第1地割地内花巻ジャンクションから <u>花巻市東和町安俣6区地内東和インターチェンジ</u> まで	<p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第14条 法第71条第6号の規定による車両等の運転者が守らなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 普通自動二輪車（原動機の大きさが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車（<u>構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第4条第9項の規定による内閣総理大臣の認定（同法第6条第1項の規定による認定を含む。）を申請し、その認定を受けて実施する搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業において使用されるものを除く。）</u>（以下この号において「原動機付自転車等」という。）を運転するときは、市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。</p> <p>(10) [略]</p> <p>(合格の決定の取消し等)</p> <p>第31条 [略]</p> <p>2 法第97条の3第1項の規定による合格の決定の取消しは、<u>運転免許試験合格決定取消通知書（様式第18号）</u>を交付して行う。</p> <p>3 [略]</p> <p>別表第2（第12条の2関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>種類</th><th>路線名</th><th>区間</th></tr></thead><tbody><tr><td>高速自動</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>車国道</td><td>東北横断自動車道釜石秋田線</td><td>花巻市西宮野目第1地割地内花巻ジャンクションから<u>遠野市宮守町下鱒沢32地割地内宮守インターチェンジ</u>まで</td></tr></tbody></table>	種類	路線名	区間	高速自動	[略]		車国道	東北横断自動車道釜石秋田線	花巻市西宮野目第1地割地内花巻ジャンクションから <u>遠野市宮守町下鱒沢32地割地内宮守インターチェンジ</u> まで
種類	路線名	区間																	
高速自動	[略]																		
車国道	東北横断自動車道釜石秋田線	花巻市西宮野目第1地割地内花巻ジャンクションから <u>花巻市東和町安俣6区地内東和インターチェンジ</u> まで																	
種類	路線名	区間																	
高速自動	[略]																		
車国道	東北横断自動車道釜石秋田線	花巻市西宮野目第1地割地内花巻ジャンクションから <u>遠野市宮守町下鱒沢32地割地内宮守インターチェンジ</u> まで																	

		[略]
一般国道	[略]	
	107号	大船渡市盛町字権現堂1番2地先から北上市有田町211番1地先まで
		[略]
[略]		
県道	[略]	
	柏台松尾線	[略]
	北上西インター線	[略]
	[略]	
[略]		
町道	[略]	
	南花沢前野線	[略]
	[略]	
	[略]	

様式第18号（第31条関係）

<b>運転免許試験合格取消通知書</b> [略] 次の理由により、あなたの運転免許試験合格の決定を取り消します。	
試験合格年月日	[略]
[略]	
理由	

		[略]
一般国道	[略]	
	107号	大船渡市盛町字権現堂1番2地先から北上市有田町211番1地先まで（奥州市江刺区梁川字四ツ嵐288番2地先から字猫沢92番4地先を経由して字石芻73番1地先に至るまでの部分を除く。）
		[略]
	[略]	
県道	[略]	
	柏台松尾線	[略]
	紫波インター線	紫波郡紫波町上平沢字東馬場65番2地先から桜町字浦田58番1地先まで
	北上西インター線	[略]
	[略]	
[略]		
町道	[略]	
	南花沢前野線	[略]
	浦田郡山駅線	紫波郡紫波町桜町字浦田116番地先から116番地先まで
	三本木線	紫波郡紫波町桜町字三本木6番1地先から166番1地先まで
	東街道線	紫波郡紫波町桜町字三本木166番1地先から188番1地先まで
[略]		

様式第18号（第31条関係）

<b>運転免許試験合格決定取消通知書</b> [略] 道路交通法第97条の3第1項の規定に基づき、下記のとおり運転免許試験の合格の決定を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。	
合格決定取消年月日	年 月 日
試験合格年月日	[略]
[略]	
合格決定取消理由	

1 この処分に不服があるときは、この処分があったこと

を知った日の翌日から起算して60日以内に、岩手県公安委員会に対して書面をもって異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。）。

2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として（訴訟において岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。）、提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(A4)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第19号（第31条関係）

[略] 次の理由により、あなたの運転免許試験を停止します。	
運転免許試験 の停止期間	年 月 日から
	年 月 日まで
理由	

様式第19号（第31条関係）

[略] 道路交通法第97条の3第3項の規定に基づき、下記のとおり運転免許試験を受けることができない期間を定めたので通知します。	
受験停止期間	年 月 日から ( 日間) 年 月 日まで
処分年月日	年 月 日
停止の理由	

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、岩手県公安委員会に対して書面をもって異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。）。

2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として（訴訟において岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。）、提起すること

ができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(A4)

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。